

第92回神戸市都市景観審議会
会議録

令和元年12月18日

第92回 神戸市都市景観審議会

1. 日 時 令和元年12年18日(水) 午前9時30分～午前11時15分

2. 場 所 神戸市役所1号館27階 第2・第3委員会室

3. 出席者

磯山委員、角松委員、栗山委員、桜間委員、末包委員、田中委員、
長町委員、福田委員、森崎委員、河南委員、沖久委員、さとう委員、
西委員、大井委員、浦上委員、清野委員、合楽委員

都 市 局：今西局長、林担当局長、浜田計画部担当部長

経 済 観 光 局：林農政部計画課長

都 市 局：山田計画部都市計画課長

建 築 住 宅 局：山田建築指導部長

港 湾 局：白波瀬計画部ウォーターフロント計画課長

教育委員会事務局：安田文化財課長

(事務局)

都市局計画部景観政策課：西担当部長 坂田担当係長 ほか

4. 議 事

- 1 景観形成重要建築物等の指定の継続及び管理計画の変更について
- 2 都市景観形成基本計画等検討部会 中間報告
- 3 景観アドバイザー専門部会 結果報告

5. 議事の内容

別紙のとおり

開 会

○**林担当局長** おはようございます。ただいまから、第92回神戸市都市景観審議会を開催いたします。本日はお忙しいなか、御出席賜りありがとうございます。計画担当局長の林です。会議に先立ち、神戸市理事 都市局長の今西から御挨拶申し上げます。

○**今西局長** 皆様、おはようございます。都市局長 今西です。年末も押し迫った中、朝早くから御出席賜り、ありがとうございます。

本日は、令和元年度2回目の都市景観審議会で、3点の御審議をお願いします。

1点目は、ファミリアホールとして指定している建物の建てかえが完了いたしましたので、その指定の継続について審議いただきます。

2点目は、都市景観形成基本計画等の見直し検討のために部会を設置しており、その部会の中間報告です。

最後に、景観アドバイザー専門部会の結果報告、以上3点の御審議をよろしく申し上げます。

デザイン都市・神戸にふさわしい景観形成のために、活発な御議論をお願い申し上げます。簡単ですが開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

○**西担当部長** 景観政策担当部長の西です。よろしくお願いたします。

まず、会議の成立について報告いたします。

神戸市都市景観審議会規則第5条第2項の規定により、会議は委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の出席により成立する、となっています。

現在、委員の総数23名中17名の委員が出席されており、本会議が成立していることを報告いたします。なお川崎委員、清水委員、長濱委員、藤本委員、室崎委員、森川委員の各委員におかれましては、本日所用により御欠席です。

続いて資料の確認をいたします。

机の上には座席表、審議会委員名簿を配布しています。各委員の御紹介については、これをご覧いただくことで代えさせていただきます。そのほか事前にお配りした資料として、A3横長の資料1-1 景観形成重要建築物等の指定の継続について、資料1-2 景観形成重要建築物等の管理計画の変更について、参考資料1-1 景観形成重要建築物等指定制度について、参考資料1-2 都市景観審議会答申「歴史的建築物の保全活用の方針について」、以上が、議事1の関係資料です。

続きまして、A4縦長の資料2-1 都市景観形成基本計画等検討部会中間報告、ここからA3横長の資料2-2 都市景観形成基本計画の更新の方向性と構成案、2-3 景観計画の見直しの方向性と構成案、2-4 都市景観条例及び施行規則の見直しの方向性、ここから参考資料2-1 神戸市都市景観形成基本計画概要、2-2 神戸市都市景観形

成方針概要、2-3 神戸らしい景観づくりの指針概要、2-4 神戸市夜間景観形成基本計画概要、2-5 都市景観の新たな展開について概要、です。

以上が議事2の関連資料です。

最後にA4縦長の議事3の資料3 景観アドバイザー専門部会審議結果、以上が本日の資料です。不足等ございませんか。

それでは議事に移ります。ここからの進行は末包会長にお願いします。よろしくお願ひします。

議 案

○末包会長 本日もよろしくお願ひします。会議次第に従って進めてまいります。

まず、議題1 景観形成重要建築物等の指定の継続及び管理計画の変更について、事務局から説明をお願いします。

○坂田担当係長 議事1は、都市景観条例に基づき、景観形成重要建築物等として指定しているファミリアホールについて、マンションとしての建て替え後も、その指定を継続すること、及びその管理計画の変更について、条例第28条の3第2項及び第28条の4第2項の規定により、当審議会の御意見をいただくものです。

資料は1-1、1-2と、参考資料1-1、1-2です。

まず、景観形成重要建築物等の指定制度について御説明します。

参考資料1-1、あわせて前面のスクリーンもごらんください。

この制度は歴史的または建築的に価値が高く、周辺地域の雰囲気の特徴づけているもので、市民に愛され親しまれている景観上重要な建築物等を、所有者の同意のもとに、都市景観条例に基づいて景観形成重要建築物等に指定し、その保全・活用を進めることで、歴史的建造物等の持つ魅力や共感を、地域のまちづくりに生かすことを目的としています。指定した建築物等については、市長が定めた管理計画に沿って適切に管理いただくとともに、現状変更等の際に届出いただく一方で、その修理等について技術的助言や費用の一部助成を行います。

これまでに、参考資料1-1、右側の写真のとおり、近代建築物22棟、茅葺民家2棟、計24棟を指定しています。今回の案件は、写真の上から3段目一番左側にあるファミリアホールとして指定をしているものの、指定の継続についてです。

続いて、これまでの経緯を御説明します。資料1-1にお戻りください。1ページ左側の表、1. これまでの経緯です。ファミリアホールは、平成11年7月27日の第46回都市景観審議会において、第1次指定11件のうちの1件として指定及び管理計画について意見聴取を行い、その後、平成12年3月29日に景観形成重要建築物等として指定しています。その後、平成27年8月ごろ、売却の動きがあることが明らかになり、複数の相談が寄せられたことから、11月には神戸市から所有者に対し、引き続き景観形成重要

建築物等として管理計画に基づき管理を行っていただくよう要望書を提出しました。その後、12月21日に行われた第82回都市景観審議会において、これらの内容を報告しましたが、それからすぐに売却が決定し、翌平成28年の1月ごろから売却先である三菱地所レジデンスと、外壁を保存・復元したマンション計画についての相談を開始しました。外壁の保存方法やその位置などについて、技術的な面や事業性等の観点から検討を重ねた結果、一旦解体し、外壁2面を復元することとなり、4月25日に行われた第83回都市景観審議会において、老朽化や耐震性の問題があり、現状での活用は難しく譲渡に至ったこと、建て替え計画はできる限り外壁を保存復元するものであること、外壁保存・復元の計画の担保としても指定を継続すること、外壁の復元方法など建て替え計画については、景観デザイン協議において委員の意見を聞きながら進めること、建て替え後の指定継続については、管理計画の内容の見直しも含めて改めて審議することについて、この第83回審議会で報告しています。

その後、4月から景観アドバイザー専門部会における景観デザイン協議を開始し、通常は計画段階・設計段階でそれぞれ1回のところ、計画段階3回、設計段階2回の協議を行い、新旧建物の取り合いや、デザインの対比、外構計画や照明計画について協議を重ね、10月27日に協議が成立しました。なお、この景観デザイン協議の途中、8月19日付で市民団体から、現存の建物を最大限生かして活用することが可能となるよう、また、景観条例が解体を助長するような事例とならないよう、審議を尽くされたい旨の要望書が提出されましたので、11月1日に行われた第84回都市景観審議会では、景観アドバイザー専門部会の審議結果報告とともに、要望書の取り扱いについて審議いただきました。その結果、景観形成重要建築物等としての価値をできるだけ損ねない計画となるよう事業者と協議を重ねたこと、当審議会の意見の全てが計画に反映できたわけではないが、できる限りの協議をしたことなどを、審議会会長名で回答することが了承され、市民団体には翌平成29年1月に回答書を提出しています。

このように、これまでに当審議会においても景観形成重要建築物等としての指定についてさまざまな議論がなされてきましたが、このたび、いよいよ建て替えが完了したため、指定の継続について改めて審議をいただくものです。

それでは、改めまして建築物の概要について御説明します。資料1-1、2. 建築物の概要です。

指定名称は、現行ではファミリアホールですが、指定継続の際には建築された当初の名称である、旧三菱銀行神戸支店と変更し、新たに建設されたマンション名である、ザ・パークハウス 神戸タワーを括弧書きで併記します。所在地は、神戸市中央区相生町1丁目、用途は共同住宅、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上33階地下1階建て、外壁保存部分は地上3階です。元の建物の建築年は明治33年、設計者は三菱の技師として東京丸の内の煉瓦街などを手がけた、曾禰達蔵です。

資料 1 - 1 2 ページ目に位置図を示しています。あわせて前面スクリーンをごらんください。

栄町通の西端に位置し、敷地の北東はハーバーロードに面しています。

こちらは配置図です。ハーバーロードに面する北東面と、栄町通に面する南西面の外壁を保存・復元しています。

続いて、立面図です。

続いて、外壁保存部分を大きくしたものです。

ここからは、建て替え後の現況を説明します。お手元の資料 1 - 2 の 3 ページ、4 ページに写真を載せていますので、御参照ください。

前面スクリーン、こちらは、南東角から見た外観です。重厚で風格のある彫りの深い外壁が復元されています。

こちらは、少し引いた写真です。都心部における重要な街角景観を形成しています。

こちらは、建物全景です。北西からと、南東から見たものです。

こちらは、北東部の玄関部です。ペアのコリント式オーダーが特徴的になっています。

こちらは、角を曲がって南東側壁面の、旧建物のサブエントランスです。

続いて建物立面の構成です。1 階部分は切石積み、2・3 階部分はペアの柱型 2 組で一つの壁面単位をなしています。

こちらは、それを拡大した部分です、1 階の石積み壁と開口部分です。開口部分からは内装として再利用された石造りのアーチが見えます。

こうした、地域に開放された歩道状の空地や、街路樹に合わせた高木等の植栽が、新たな景観形成の要素となっています。手前のほうには、外壁のパーツを用いたオブジェが、旧三菱銀行神戸支店時代の記憶を伝えています。

敷地の北西側には車路があり、その入口にはシンボルツリーが植えられています。この写真は、同じく敷地北西側の反対側から見た写真です。公開空地と豊かな植栽があり、右手のほうに外壁のパーツを用いたオブジェが設置されています。

こちらは、エントランスホール内部の写真です。もとの建物の精緻な装飾が施された石造りのアーチをそのまま復元しています。内装は、ほかにも三菱銀行神戸支店時代の記憶を伝える重厚な金庫扉や、鋳物製の階段手すり、旧外壁の装飾、こういったものが再利用されています。

それでは、資料 1 - 1 の 1 ページにお戻りください。3. 指定継続の理由です。

当初の指定理由は、平成 6 年の神戸市都市景観審議会の答申「景観形成重要建築物等の指定について」において、景観形成重要建築物等の指定対象候補として選定していたことでした。今回改めて指定を継続する理由ですが、平成 30 年 1 月に、新たにいただいた答申「歴史的建築物の保全活用方針について」で示された評価方法に基づき評価を行った結果、景観資源としての価値が高く、景観形成重要建築物等の指定などにより、保全活用を

図るべきもの、と認められるためです。別途、参考資料1-2に、この答申内容を抜粋したものを載せていますが、建て替えにより建築史的評価は下がったものの、なお景観資源としての価値が高いと認められると判断しています。

なお、指定の継続にあたりましては、管理計画についても変更したいと考えています。資料1-2をごらんください。右側に、現行の管理計画、左側に変更案、下線部が変更箇所を示しています。

まず、保全管理方針、左側の変更案で、1900年に建設された旧三菱銀行神戸支店の外壁2面を、石材を一つ一つ解体し組み直す手法により、2020年にマンションの基壇部として保存・復元した旨の記載を追加し、現行の方針は、ほぼそのまま継承します。

次に、部位別保全管理計画です。

右側の、現行の建築物の屋根の部分ですが、創建当時は前面スクリーンのとおり、三角のペディメント屋根がありました。こちらは戦災で失われています。現在の管理計画ではこれを復元するよう努める、と記載されていますが、今回の建てかえにより意匠は変わっていますので、これについては削除します。

また、建築物の開口、設備については現行どおりとし、新たに先ほど説明した内装について保全することを追加しています。基本的には外観保全を目的とした整備ですが、内装についても特に必要がある場合は保全管理の対象としています。

続いて外構についてです。塀等については表現を見直し、地域に開放された歩道状公開空地には塀、柵等は設置しない、とします。看板については、用途が共同住宅に変わるので削除します。新たに、先ほど現況の写真で説明した外壁パーツを用いたオブジェは、創建当時の記憶を継承するものとして保全することを加えています。

2ページ目は、ここまで文字で説明した景観特性等を図で表現したものです。左側が変更案、右側が現在の景観特性です。

以上のように、景観特性となる要素は建て替え前より増えている部分もあり、先ほど説明したとおり、景観形成重要建築物等として指定を継続するに値すると判断しています。景観形成重要建築物等の指定の継続及び管理計画の変更についての説明は、以上です。

○末包会長 ありがとうございます。御意見、御質問等がございましたら、お願いします。

○大井委員 ここはマンションということで、エントランスは、中を一般の方が見たいと言ったら見られるのですか。

○西担当部長 基本的には所有者の方の専用部分になりますので、自由に出入りはできない場所になっています。

○大井委員 オープンする前とかどこかで一回、これだけ立派な中の写真を見せていただきますと、ぜひ見せていただきたいというのが私の個人的な見解です。それは、お住まいの方々が購入された特典なのかもしれませんが、外から見るのもいいのですが、中もこれだ

け素晴らしいものが残っているのであれば、事業主さんと交渉していただけるようなことができたと思うのですが。よろしくをお願いします。

○末包会長 見学会があったような記憶があるのですが。

○西担当部長 解体前の古いものを、一般市民の方にさせていただきました。

○大井委員 今回は無いのですか。

○西担当部長 今のところ予定はありません。事業者には問い合わせますが、分譲等のスケジュールもあり、難しいのではないかと考えています。

○大井委員 わかりました。

○末包会長 ありがとうございます。ほかにございましたらよろしくをお願いします。

○さとう委員 この建て替えにあたり、神戸市からの補助金は幾らぐらい出たのですか。

○西担当部長 補助金は出ておりません。

○さとう委員 わかりました。

○末包会長 景観アドバイザー専門部会の部会長として、この経過をずっとやっていますが、かなり真摯に、既存の建物をできるだけ保存しようという意図で、事業者、設計者とも臨んでいただいた、と評価しています。

さらにございましたら、お願いします。

○磯山委員 景観形成重要建築物は、一覧表にあるのが全てですか。旧居留地の中に神戸朝日ホールやノザワの建物、解体して商業施設、テナントビルとして使っているのですが、それらが入っておらず、今回なぜファミリアホールが入ったのか、説明をお願いします。

○末包会長 事務局、お願いします。

○西担当部長 先ほどの御説明のとおり、最初の指定が平成12年で、そのための答申を平成6年にいただき、そのときに近代建築物74棟、指定候補をいただいています。条例の定めで、所有者の同意が必要となっており、当時の担当者が一件一件確認し、合意いただいたものを最初の11棟として指定しています。それから引き続き協議をしているものもありますが、同意をいただけないものもあり、そういった事情で、ごらんいただいたとおり「あれはどうして指定されていないのか」というものがあるのは事実です。

○磯山委員 わかりました。

○末包会長 ほか、ございましたら。

○西担当部長 いま、近代建築物74棟と申し上げましたが、89棟の誤りです。

○末包会長 そのうち、所有者の承諾が取れたものが選ばれている、ということですね。

ほかに無いようでしたら、事務局の御説明のとおり、本建築物を景観形成重要建築物等として指定を継続し、さらに管理計画を案のとおり変更する、ということよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○末包会長 ありがとうございます。

では、次の議題に移ります。都市景観形成基本計画等検討部会の中間報告です。事務局からお願いします。

○坂田担当係長 議事2は、前回の都市景観審議会において、神戸市都市景観形成基本計画の更新、神戸市景観計画の見直しと、それに関連して必要となる神戸市都市景観条例及び施行規則の見直しのあり方について、検討するために設置されることになった都市景観形成基本計画等検討部会の中間報告です。

資料は2-1から2-4、参考資料2-1から2-5までです。

まず、資料2-1をごらんください。1.開催状況です。

前回9月9日に開催した第91回都市景観審議会の後、10月3日に第1回部会、11月20日に第2回部会を開催しています。部会の委員名簿を示していますが、第1回部会では、末包部会長、栗山副部会長を選任いただきました。その後、基本計画等の現状と課題を改めて振り返り、更新・見直しの方向性の枠組みについて検討いただきました。11月20日の第2回部会では、第1回での議論を踏まえ、更新・見直しの方向性と構成案について検討いただきました。

続いて、2.検討内容と主な御意見等、について御報告します。大きく三つありますが、このうちの一番上、都市景観形成基本計画の更新の方向性と構成案について、資料2-2で説明します。

この資料は、左側の縦列に、現行の都市景観形成基本計画の構成を示し、これに対応する形で右側に更新の方向性と構成案を示しています。一番右側には、部会でいただいた御意見等を示しています。順番に御説明します。

まず、更新の方向性と構成案における、序章の部分です。

はじめに、として昭和57年の基本計画策定以降の景観施策の変遷を簡潔に述べます。そして今回の基本計画更新の背景と目的として、現行の基本計画の評価をした上で、40年間の時代の変化に応じて、この間に策定された夜間景観形成基本計画や、神戸らしい景観づくりの指針等を、この基本計画の中に組み込んで整理統合することを記載します。計画の構成には第1章、第2章、第3章の概要を記載します。

続いて、第1章 基本方針です。左側の現行の部分では第I部としている部分です。構成案では、平成24年策定の神戸らしい景観づくりの指針、平成16年に策定した夜間景観形成基本計画、こういったものを加味し、また昭和63年の答申 都市景観の新たな展開について、にも配慮して更新したいと考えています。

これらの基本計画や指針等については、前回の審議会において、冊子をお配りしていますが、今回は参考資料2-1から2-5まで、それぞれ概要版を用意していますので、適宜御参照ください。参考資料2-1 基本計画の概要版、参考資料2-2 都市景観形成方針の概要版、参考資料2-3 神戸らしい景観づくりの指針の概要版、参考資料2-4

夜間景観形成基本計画の概要版、参考資料 2-5 都市景観の新たな展開についての答申の概要版です。

資料 2-2 にお戻りください。1 ページ目、更新の方向性と構成案の部分です。

第 1 章 基本方針のなか、基本目標としては、現行の①から⑤まで 5 つの基本目標それぞれに、神戸らしい景観づくりの指針の目指す将来像の視点・方向性や、夜間景観形成基本計画に定めている基本目標、基本方針を付加します。

例えば、①個性ある都市空間の発掘・創造の項に、神戸らしい景観づくりの指針で示された四季や昼夜の別など、時間軸の視点を加えます。このように、現行の基本目標の 5 本柱は維持しながら、付加する項目に合わせて文言を訂正します。これに関していただいた御意見として、一番右側にありますように「今もしくは次の 30 年を見据えた文言に訂正すべき」といった御意見をいただいています。

次に、基本姿勢の部分です。現行の①から③の 3 つのうち、都市空間の領域構成と、まもる・そだてる・つくる、については現行のままとしますが、住民参加による景観形成については、この 40 年で大きく変化した部分ですので、施策の総合化、主体の多様化、として拡充します。

基本姿勢に関する御意見としては、「①都市空間の領域構成は、物理的なものだけでなく管理や使い方などマネジメントの観点も必要」、「②まもる・そだてる・つくる、はそのまま継承した上で、持続性の観点を入れるべき。そのキーワードは、つなぐである」、「景観形成の主体と役割が多様化していること、空間やその使い方も多様化していることについては、基本姿勢の③住民参加による景観形成の部分に入れ込んでいくのがよい」といった御意見をいただいています。

次に第 2 章 景観類型別の景観形成計画です。現行では、第 II 部 神戸の景観の類型をストラクチャプランとして示している部分ですが、現行の第 I 部の、3 都市景観の類型と景観資源の部分は、このストラクチャプランの前段にあたる部分ですので、新しい第 2 章のほうに移行したいと考えています。そして、類型別の区分や重点エリア、重点軸については平成 26 年に策定した神戸市景観形成方針に従って構成します。この神戸市景観形成方針は、参考資料 2-2 に概要版を御用意しており、以降、この神戸市景観形成方針を単に「方針」と呼んで御説明しますので、あわせて御参照ください。

資料 2-2 にお戻りください。更新の方向性と構成案 第 2 章について、類型別に見ていきます。まず、2-1 眺望型景観については、平成 21 年の答申「神戸らしい眺望景観の形成について」で示されている見晴らし型と見通し型で大別し、さらにシンボル型と見えかくれ型についても記載します。右の意見欄にも記載していますが、施策のよりどころにもなっている、神戸らしい眺望景観 50 選・10 選については、この中で示していくと考えています。

続いて、2-2 環境型景観です。2-2-1 自然地域景観については、人と自然と

の共生ゾーンの指定等に関する条例に基づき策定された農村景観基本計画が、現行の基本計画の区分の臨海海浜の部分を除いて、自然地域における地域別景観として既に位置づけられているので、方針に基づき、現行の自然緑地を緑のゾーン、現行の田園集落を田園のゾーンとして示します。臨海海浜につきましては、この後のウォーターフロントに統合し、この、2-2-1 自然地域景観の類型は、主に市街化調整区域を中心としたエリアに絞ることとします。一番右のように、茅葺民家の保全活用等に関しては、この田園のゾーンで言及していくものと考えています。

続いて、2-2-2 都市軸景観については、現行と変わらず、河川軸と道路軸を位置づけますが、重点軸として方針で示している地域文化軸を追加します。

続いて、2-2-3 市街地地区景観については、現行の8-1から8-5まで5つの種類のうち、公園緑地はそのままです。住宅地、商業業務地も変わりませんが、重点エリアとして方針で示している山麓住宅地、交流拠点をそれぞれ追加します。次は工業地です。現行の基本計画で、8-4工業地と、8-5港湾地、という区分がされていますが、更新案では、工業系の港湾地については工業地に代表させることとし、工業系以外の港湾地と、自然地域の臨海海浜を統合して、ウォーターフロントとして区分します。そしてこのウォーターフロントの重点エリアとして、方針で示している自然海浜系、人工海浜系、漁港、運河、といったものを追加します。さらに方針で、時代を経て蓄積された特徴あるまちなみ景観、として示されている歴史的拠点を追加します。具体的には酒蔵地域、異人館街、兵庫津、有馬となります。

2 ページ目、第3章 都市景観形成の具体化方策です。現行の基本計画で、第Ⅲ部にあたる部分ですが、今回一番大きく変えようとしているのが、この第3章です。

更新の方向性と構成案の、前提、として、景観の構成要素は多種多様となり、人の営み、情景もその一つとなっています。それらの多種多様な主体・方策を総合的に組み合わせる景観形成を図る、ということが挙げられます。そして地区別の景観形成計画は、景観法による景観計画として位置づけることを基本とし、その運用方策などを示します。また市民主体の景観まちづくりの項目を新たに設け、さらに現行の公共空間に関する記述については、多面的展開を図るための方策の一つとして、公共空間の概念の多様化を踏まえて記述を拡充します。

それでは、項目別に見ていきます。

まず、3-1 地区別景観形成計画です。3-1-1 地区別景観形成計画の策定では、基本計画に基づき、地区別景観形成計画や実施計画を策定し、地区の特性に応じた取り組みを進めることを記載します。その際、昭和63年の答申の「各区の顔づくり」「面的・線的・点的指定」「二段階指定」などの考え方を取り入れます。また地区別景観形成計画は、景観法による景観計画として策定することを基本とするので、現行の基本計画の景観整備地区、景観整備拠点の設定については、景観計画の「重点地域及び重点地区」の記述に移

行し、左側の現行の「地区別景観形成計画の内容と構成」の部分については、景観法で定められている景観計画の内容と構成に従うこととなりますので、ここでの記述は省くこととします。3-1-2 運用方策の部分です。ここでは、基本計画や地区別の景観形成計画に基づいて景観形成を推進するためには、景観法と景観条例を一体的に活用することが重要であることから、景観法と景観条例の役割分担を位置づけることとします。届出制度を景観法に基づくものに一本化し、条例では事前協議制度を受け持つことや、関連制度や計画との連携についても改めて述べることとします。この運用方策の部分については、一番右のように「条例は法の委任規定を定めることと、法に規定されていない内容を補完すること、の大きく二つの役割がある。法と条例の役割分担は明確にする」、「景観デザイン協議制度は事前協議・規制誘導の方策に位置づけられているが、それだけでなく事業者とともによい街をつくるという理念も示したい」といった御意見もいただいています。

続いて、3-2 市民主体の景観まちづくりの推進についてです。3-2-1 わがまち空間づくりとして、市民主体で身近な範囲の都市空間でわがまち空間づくりを進め、それが地元発意のローカルプランとして上位計画とも結びついていくような取り組みを進めることを記載します。3-2-2 景観まちづくり活動としては、市民や事業者によるさまざまな活動が増えてきていることから、それぞれの活動に合わせた支援を行うことを記載します。この、3-2については、一番右のように、「市民という言葉だけで主体の多様性をあらわすことができるのか」といった御意見をいただいています。

最後に、3-3 景観方策の多面的展開についてです。3-3-1 景観資源の保全・活用としては、条例による景観形成重要建築物等の指定だけでなく、景観法の規定による景観重要建造物の指定制度なども活用し、景観資源のさらなる発掘と保全・活用の充実を図ることを記載します。3-3-2 公共空間の景観形成としては、公共空間の概念が多様化していることを踏まえ、パブリックとプライベートの都市空間の領域構成が、さらに豊かな空間となることを希求し、デザインの高質化の誘導に取り組むことを記載します。この公共空間の景観形成につきましては、一番右のように、「現行の基本計画にも書かれているとおり、都市空間は市民共有、公共のものであること、景観は所有により区切られる問題ではなく、見る人利用する人全てのものであり、私的な空間も共有のものになることをきちんと示す」、「公共空間の概念が多様化していることを踏まえ、公共空間という言葉を変えたほうがよいのではないか」といった御意見もいただいています。3-3-3では屋外広告物の景観形成について、3-3-4では緑化の推進について、3-3-5ではその他の推進方策として、現行の項目を再構成した内容を記載します。その他の推進方策としては、右側のように「人口減少問題や環境の視点、流動的な景観への対応など、今の時代の大きな課題を記載すべき」といった御意見をいただいています。

以上が基本計画の更新に関する現在のところの検討内容です。

続いて、景観計画の見直しの方向性と構成案についてです。資料2-3で御説明します。

先ほどの基本計画と同様に、一番左側の縦列に現行の景観計画の構成、その右側に見直しの方向性と構成案を示していますので、見比べながら説明します。

まず序章です。現行の景観計画には、景観計画の目的や位置づけが記載されていませんが、右側の見直し案では、序－1として、これまでの景観施策の経緯や、全市を景観計画区域にするに至った理由、目的を記載します。また、序－2 計画の位置づけとして、先ほどの都市景観形成基本計画を上位計画とすることや、都市計画マスタープラン等の関係計画等と連携・整合を図ることを記載します。

次に、第1章 景観計画の区域です。

現行では区域1から7の、7つの区域だけが景観計画区域ですが、見直し案では1－1 景観計画区域として、神戸市全域を景観計画区域とすること、また重点的に景観形成を図る地域地区を設定することとします。1－2では、重点的に景観形成を図る地域・地区の種類と、設定の考え方を示しますが、これについては現行の条例の都市景観形成地域等の指定の考え方を踏襲します。ただし眺望型景観については、都市景観形成地域等と並列の地域として新たに追加することとします。さらに第1章では、この考え方にに基づき指定する重点地域や地区の一覧や区域図を示します。

続いて、第2章 区域別の景観計画です。現行の景観計画では、2. 良好な景観の形成に関する方針、3. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、といったように、景観法により景観計画に定めることとされている項目ごとの章立てになっていますが、見直し案では区域別の章立てとしています。

具体的には、2－1で景観計画区域全域にかかる一般のルールを定め、その後に地域・地区ごとのルールを定める構成、としており、現在、既に指定している地域・地区として、2－2 眺望景観形成地域、2－3 都市景観形成地域、2－4 沿道景観形成地区、そのほか新たな設定があれば追加するものとして、2－5 街角景観形成地区、2－6 広場景観形成地区、2－7 景観重要建造物等周辺地区、というような章立てにしています。

この、2－1 景観計画区域全域の方針・基準等は、重点地域地区も含め全域に適用されるものとし、2－2以下の重点地域地区ごとの基準が優先される体系となるよう整理します。また2－2以下の地域地区は、それぞれに重なり合うこともありますので、この場合はそれぞれの方針や基準が適用されることとなります。そして、それぞれの地域、地区ごとに（1）区域図、（2）良好な景観の形成に関する方針、（3）届出対象行為、（4）規制又は措置の基準として必要な制限、（5）屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項といった、景観法の規定により景観計画に定めることとされている項目等を定めます。これらの項目については、景観法に基づき景観計画で定めることが必須とされているものと、必須ではないが記載しておいたほうが分かりやすい項目とがあり、意見欄にあるとおり、法の規定に留意しながら法の趣旨を超えない範囲で定める必要があります。

続いて、第3章 景観上重要な建造物の指定等についてです。3-1 基本的な考え方では、景観法の規定に基づく景観重要建造物及び樹木、条例による（仮称）都市景観資源の指定等の運用の、基本的な考え方を示します。そして、3-2以降にそれぞれの制度の体系、棲み分けを整理し、それぞれの運用の方針を記載します。3-3と3-4で、（仮称）都市景観資源としているのは、現行の条例に基づく景観形成重要建築物等が、景観法に基づく景観重要建造物等に名称が似ているため、混同しないよう名称変更を行うものです。また現在は指定制度のみですが、新たに登録制度を設けることについても検討します。

以上が、現在のところの景観計画の見直しに関する検討内容です。

続いて、都市景観条例及び施行規則の見直しの方向性についてです。資料2-4で御説明します。左側に現行の条例の章立てを示しており、右側が見直し後の章立ての案になります。ここまで説明した基本計画及び景観計画の見直しに伴い、都市景観条例及び同施行規則は、全面改正を想定しています。

まず現行の、第1章の2 景観計画区域については、現在、法に基づく最低限の委任規定しか定めていませんが、見直しの方向性としては、第2章 景観法に基づく景観計画として、景観計画は基本計画に即して定めることなど、景観計画の策定に関することを規定します。

あわせて、第3章 行為の届出という章立てを行い、景観法に基づく行為の届出とあわせて、現行条例では第6章の2の景観デザイン協議の規定もここに組み込みます。また、届出制度を全て景観法に移行することに伴い、現行の、第2章 都市景観形成地域等と、第5章のうち景観形成指定建築物等に係る規定については、全て不要となりますので廃止し、新たな第2章と第3章の規定に組み込むこととなります。

現行の、第4章 伝統的建造物群保存地区については基本的にはそのままですが、条例による都市景観形成地域の指定は無くなりますので、関連部分を削除します。第4章については一番右側のように、「全市を景観計画区域に移行することとの関連に留意する」旨の御意見をいただいています。

現行の第5章のうち、景観形成重要建築物等に係る規定については、景観法の規定に基づく景観重要建造物等の指定制度と同じ章の中で規定します。それが新たな第5章となり、先ほど景観計画の中でも御説明したとおり、景観形成重要建築物等については名称を変更して規定することとします。第5章については一番右にありますように、「法による指定制度（景観重要建造物）と、条例による指定・登録制度のメリット・デメリットを理解した上で、所有者等の選択肢が増えるような制度設計が必要である」との御意見をいただいています。

現行の第6章に規定する景観形成市民団体及び景観形成市民協定については、条例独自の制度として、見直しの中でもそのまま位置づけます。

また、現行の第7章に規定する景観形成重要建築物等に対する助成制度については、法

の規定に基づく景観重要建造物等へ適用できるよう見直します。

第8章、第9章については変更ありません。

また第10章については、法に移行分の規定が不要になりますので削除します。

資料2-4の2ページ目、こちらは施行規則の見直しの方向性について示しています。

先ほど1ページ目の条例の見直しに連動するものとして、章の削除や整理を行うとともに、届出等に関する様式等を規定することなどを盛り込んでいきます。

以上が現在のところの、都市景観条例及び同施行規則の見直しに関する検討内容です。

資料2-1にお戻りください。3. 今後のスケジュールです。当初は、4回程度の部会の開催を想定していましたが、検討内容が多岐にわたることから、現在のところ合計5回の開催を予定しています。まず来週の月曜日、23日に第3回部会を開催し、先ほど御説明した構成案について、いただいた御意見等も踏まえ、さらに検討を進めるとともに、答申の組み立て案の検討にも入っていかねばと考えています。さらに、来年1月29日の第4回部会では、答申素案について検討し、3月4日の第5回部会で答申案を取りまとめて、次回の景観審議会でその答申案について審議いただきたいと考えています。都市景観形成基本計画等検討部会の中間報告については、以上です。

○末包会長 ありがとうございます。都市景観形成基本計画等の検討部会、次回の本審議会での答申が予定されているものです。多岐にわたる資料でした。御質問、御意見、よろしく願いいたします。

○長町委員 今日的なものに変えていかれるということで、全体としては非常によいと思うのですが、1点質問と、その後で意見があります。

質問は、都市景観形成基本計画と景観計画の2つに関して、冒頭に、夜間景観形成基本計画 平成16年策定、を参考に、夜間景観の項目を入れていくということが書いてあるのですが、具体的には現在の段階では章立てに文言もなく、どのように夜間景観の問題を入れていくのか分からないのですが、それについて、都市景観形成基本計画と景観計画の両方に、どのように考えられているか、教えてください。

○末包会長 事務局、お願いします。

○西担当部長 まず、基本計画ですが、基本的な考え方が、景観類型別の景観形成計画をつくっていくというスタイルになっています。いま、委員からお話のありました、夜間景観形成基本計画についてもほぼ同様の、類型別に方針を立てていくというスタイルになっていますので、それぞれ類型別の方針の中に、夜間景観の項目をつくって入れていく、ということになるかと思えます。

○長町委員 それであれば、意見として申し上げたい、委員の皆様にもお伝えしたいのですが、夜間景観というのは、実は多くの市町で項目の中に入っていなかったということで、いま非常に見直しをしているジャンルです。そういう意味で、景観法そのものの中に項目が無いと、神戸市がやろうとされている景観条例にどう盛り込むか、というのが非

常に頭の痛いところで、各市町でも条例、法の中に章立てが無いなか、どうやって入れていくか検討している真っ最中です。この神戸市夜間景観形成基本計画は、平成16年に策定されており、市町村としては非常に早く取りかかっています、優秀な行政、市町であるということが言えるのですが、残念ながら平成16年、2004年は、まだほとんど公共照明にLED光源が無いという状態でした。全く事情が違う状態の中、景観法に至ってはそれ以前に策定されており、電気の世界だけが非常に時期がずれて更新がされており、皆さんが一生懸命直そうとしている、という状態がバックグラウンドにあります。そういう意味で、いかに今回の見直しで、この都市景観形成基本計画と景観計画の中に盛り込むか、これが勝負ということになります。3枚目のほうには盛り込めない、あるいは盛り込みにくいので、この1枚目、2枚目で盛り込む必要があるということなのですが、先ほど西部長がおっしゃったような項目立てで解決していくことになると、章立て、項目、あるいはエリアごとに大方針・夜間景観とは、みたいなことを書き込んでいかないといけなくなり、基本的考え方みたいなものが、エリアごとに出てくることになり、整理ができなくなります。

ですので、眺望景観でも項目立てしているように、まず、夜間景観とはどうなのかという項目立てを、文言としてしっかり出して、その細則に関しては個別解で仕切る、というようなやり方が、ほかに検討している市町の様子を見ても思います。項目立てしないと、埋没して分からなくなる、というのがありますから、例えば一番左側の欄に立ち上がるような形で夜間景観を位置づけて、その内容に関しては細則でも結構なのですが。各章立ての中に入れていけると、大方針が抜けてしまいますので、そのように議論いただけたらと思います。

もう一点、夜間計画形成基本計画 平成16年策定、残念ながら大方針は良くて、今日お配りいただいている概要版は問題ないと思うのですが、細則のところに非常に問題があると思います。それは、アップデートをされていないということに尽きます。照明光源の進化で例えば当時、道路照明等は白いあかりしか、経済的にも色々な環境的にも選べない環境がありましたので、そういう規定があります。細則で見えていきますと、それが足かせになって、新しく整備する公園、あるいは賑わい環境で、白のあかりが点く、それも大型のあかりがどんと点く、ということが起きる、足かせになっていますので、ぜひ今回の景観計画の見直し及び景観形成基本計画の見直し、この両方のところで夜間景観を章立てで、足かせにならないよう、御検討いただきますことを願います。

○末包会長 御意見として拝聴するという事によろしいですか。事務局で何か回答があれば。

○西担当部長 貴重な御意見ありがとうございました。夜間景観については委員御指摘のように、技術的な進歩が大きく、かなり見直しが必要というのは我々も認識しています。いま部会で御検討いただいている中か、別立てで一度具体的な意見を聴取させていただく

か、ぜひやりたいと思っておりますので、御協力ください。

また、具体的な書き込みは来年度ということになると思います。年度末に向けて大きな方針を立ててまいりますので、具体的な書き込みについては改めて、その都度御意見をいただくということになるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○末包会長 よろしいですか。

○長町委員 はい。章立てをぜひとも。

○末包会長 お待たせしました。

○河南委員 資料2-2の裏面で、景観形成方策の多面的展開の中に、3-3-4 緑化の推進とあり、神戸市都市景観形成基本計画 1982年のものを見ても、やはり緑のまちというか、緑化を進めよう、というのがありありと分かるのですが、今の時代、例えば都心部は、メリハリをつけて緑を整備していかなくてはいけないのではないかと思うのですが、その辺の考え方があるのかどうか、これがまず1点。

それから、公共空間の景観形成で、オープンカフェやパークレットと、多様化のことは述べられているのですが、公共空間に、これから都心部では自転車の放置、収容されない自転車のことも景観の中に入ってくると思うのですが、それに対して、例えばビル側の附置義務駐輪場をしっかりと整備していくとか、そういった自転車に関する景観等は考えられないものなのか、この2点を伺いたいのですが。

○末包会長 事務局、お願いできますか。

○西担当部長 まず緑についてですが、委員から御指摘がありましたとおり、2ページ、資料の裏側の面で記載のとおり、緑の基本計画、神戸らしい緑化ガイドラインといったものができ上がっていますので、それとの連携を図っていく、というのが大きな考え方です。それと、2つ目の御質問と関連するかもしれませんが、敷地ごと、あるいは公共空間というように分けて考える発想から、むしろ利用を一体的に考えながら、そこに何が必要かを考えていく、という流れに現在なっておりますので、そういった、いわゆるマネジメントの世界でどう書き込むか、ということが、基本計画の中で大事になってくるかと思っています。単なる緑化だけを推進するより、どういうふうに使われるか、あるいは緑の種類についても単なる量だけではなく、いわゆる見た目の量、緑視率といったような新しい考え方も示されていますので、そういったものを入れていくことで、御質問のメリハリとは答えが若干違うかもしれませんが、多様なあり方があるだろう、ということは我々も考えています。

2つ目の駐輪問題については日々、我々も地元にも入っており、そこで大きな課題になっているというのは認識していますが、それを景観形成基本計画にどこまで書けるか、あるいは書くべきかというのは、我々でいま、考えていることがございません。

○末包会長 お願いします。

○河南委員 2点目、私は景観形成というのは交通網、交通政策とリンクしてくるので

はないかと思っています。このラスト・ワンマイルの、公共の車などが、数十年後どうなるか分からないので、ぜひその辺も触れられてはかがかかと思っています。これは意見として申し上げます。

もう一つ意見ですが、この景観計画、ある地点から見て神戸の町はきれいになっていく、夜間景観の形成もそうでしょうが、その地点以外の所に入ったときに、空間が果たしてきれいかどうか、という問題があると思います。こういった都市景観形成地域のエリアは、しっかりとしたマネジメントができていると思うのですが、これに含まれていないようなエリアで、脇道に入ったときに神戸らしい空間がつくられているかどうか、疑問に思っています。

例えばフラワーロードとか、非常にきれいになったと思うのですが、では生田神社周辺の脇道に入ったときには、まだ非常にわい雑な感じがしている、ここは景観形成地域には入っていないというようなエリアがあります。そういったところにも地域指定しては、という話になるのかもしれませんが、何か方策、ある地点からの見た目だけではなく、エリアとして、もう少し俯瞰できるようなことができないかと。御意見ありましたらお聞かせいただきたいと思っています。

○西担当部長 地域単位といいますか、例えば委員の御意見にもありました路地みみたいなところになってくると、大きなルールをかけて行政側から規制をかけていくというよりは、その地域の方が、その場をどうしたいかという利用も含めて、そういったところと密接に結びつくかと思っています。我々がやっている施策でいうと、景観形成市民協定ののようなもの、自主ルールといったもの、そういったところでやっていただくのがふさわしいのかという気がいたします。

事例として、岡本地区は景観計画がかかっておりますが、細かなルールについては、特に広告物の細かなルールを立てておられるのですが、それは運用をどうやっていくかというのが問題で、これは事務局の方が一軒一軒、それこそ訪問をして口説いていく、御説明して説得していくというような行為がなければ変わっていきませんので、そういう市民の活動といったものとの連携が、より重要になると思っています。そういう意味で、我々のもっている景観形成市民団体の認定と、地域活動をさらに進めていただくというような方策が効果的かと感じています。

○河南委員 ぜひ、そういった視点も織り込んでいただければと思います。よろしくお願いたします。

○末包会長 ありがとうございます。お願いします。

○さとう委員 区域別の景観計画について伺いたいのですが、眺望景観、都市景観、沿道景観に分ける、その区分けした意味と基準、みなとのもり公園とか東遊園地とかは入っていないのですが、どういったことで分けられたのか教えていただきたいと思っています。

○西担当部長 景観形成基本計画等において、幾つかの類型別の計画を立てていく、大

きな方針をもっています。あわせて、景観計画をかけていくときのパターンとして、幾つかのやり方があるということを示しており、体系的にそれが分かりやすくなるように、という意味合いが大きいかと思えます。

○さとう委員 しおさい公園とか、須磨海浜公園の海岸とか、メリケンパークは入らないのかと、素朴な基本的な疑問ですが。だからいいとか悪いとかいうことではなく、区分けの基準がどういったものなのかと。

○西担当部長 御質問は、2-2 眺望景観形成地域と、2-3 都市景観形成地域の関係ということでしょうか。眺望景観については、いわゆる超遠景といいますか、例えば地域を広く見渡せる所から、大きくそれを守っていこうという発想で決めており、2-3の景観形成地域の中にはそれと被ってくることもあります。

○さとう委員 みなとのもり公園ですとか、東遊園地というのは、別に入れる必要もないのですかね、例えばです。

○西担当部長 みなとのもり公園は、2-3-10 震災復興記念公園周辺の地域に、東遊園地は、税関線沿道の地域に含まれています。

○さとう委員 わかりました。ありがとうございます。

○末包会長 ほか、ございましたら。

○西委員 今回の見直しは、昭和57年にできた計画、そこから色々なものが出てきて、それを加味しながらまとめてきた、という内容だったと聞いているのですが、例えばこの考え方の中に、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例とか、そういったものとの関係で考えていることはあるのですか。

○末包会長 事務局、お願いできますか。

○西担当部長 それぞれの守備範囲といいますか、住環境等をまもりそだてる条例については、事前のいろいろな手続といったものを示しており、今回は景観計画、景観上の配慮事項を中心に整理していますので、役割分担している、という説明になるかと思えます。

○西委員 景観ということでは言われているのですが、まもり・そだてる・つくるの提唱といった言葉も言われている、それが地域とつなぐ、というような考え方も出てきていますので、住民との生活にかかわってくるかと思えましたので、お聞きしました。例えば、つなぐという言葉が使われていますが、これはどういった考え方なのでしょう。

○西担当部長 まもり・そだてる・つくるはそのまま継承した上で、持続性の観点を入れるべき、というところですね。これは時間軸の考え方を入れて、現在の資産を将来にわたってバトンタッチしていく、という意味合いで言っているかと思えます。

○西委員 私たちが相談を受けることで、地域とのつながりというところで言うと、例えば東灘の住吉川沿いで高いマンションが建って、それが風害の問題とかあったのですが、やはり景観の問題も出てきたとか、あるいは御影の工業高校の跡地に高いのが建ったら、山手の方が景観が悪くなったとトラブルになってしまうことがあり、異議の声が出ている。

それはまさに景観の観点で、山手のほうから見たときに、今まで見えていた海が見えなくなったというような意見がでてきたりします。残念ながら今の建築基準法等を見ていますと、今まで住んでいた人に対して配慮されているのかな、という思いもあります。景観というのを神戸市が持ち出している限り、現在住んでいる人たちの声を丁寧に聞いていくという、今回出てきたのは、今まで出てきた法律とか条例とか整理したというところですが、せっかく見直すのであれば、住民の声を聞きながら、そういう声にもっと耳を傾けていくという内容が入ったほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○西担当部長 内容としては、先ほど御説明をさせていただいたとおり第3章に、市民との連携でやっていくということ強く書き込むということです。この基本計画は、できた当時からさらに進んでいます。当時は、景観形成市民団体の発想はありましたけれども、最初スタートしたのは北野、そこから南京町、旧居留地といったことが加わり、いま12団体が市民団体に認定されており、着実に市民と一緒にやっていくというスタイルは進化しているかと思えます。

もう一つ、御指摘のような、インパクトの強い建物についてどうしていくのかというようなことについては、そのあと出来た景観デザイン協議制度で、中身を良くしていくことをやっていると考えています。委員が言われたことについては、第3章の中で書き込んでいく内容で、これからもこういう姿勢でやっていく、ということは書けるかと思っています。

○西委員 先ほど住吉川沿いのマンションの話をしたのですが、例えば50選に入っているのか、住吉川のところは。多分、それを決定したときはマンション建っていなかったか、前後だったか微妙なのですが、大きく景観が変わっていくことに対して、建てるなどはできないかもしれないのですが、住民からしてみたら景観が大きく変わるということに対しては、ものを言っていきたいし、それが住民の声を後押しするようなものになっていければと思っています。

それで、もう1点聞きたいのですが、公共空間の多様化という新しい考え方が出てきているのですが、景観の問題を考えたときに、そこが道路でここがマンション、あるいは何かにぎわい施設というところで、区別なく見た方が景観としていい、というのは概念的には分かります。ですが、景観の問題を考えたとき、いわゆる私企業とか、あるいは何か住宅を建てることに対しての規制という概念で見えていたのですが、公共空間とにぎわい施設、あるいはマンションが、一体にというように、概念が出てきているのかなと思っています。例えば、神戸市の中で、駅前だから美装化していく、きれいにしていくという概念が出てくる中で、例えば有馬の駅をきれいにするために公的なお金を出すという話が出てきており、そこまでいくと、ちょっと違うのではないかと思っています。きれいにすることに対して、行政がその支援でお金を出していくということに関して、どのような見解があるのですか。ずるずるといってしまうのではないかという心配をしているのですが。

○西担当部長 駅前の景観高質化が大きなテーマになっているというのは、存じ上げておりますし、それについては公共空間の整備という大きな方針の中で進められていることかと思えます。公共空間の多様化ということで、敷地だけで完結するのではなく、あるいは道路などの公共空間だけで完結するのではなく、それぞれが相互に関係をしながらいい空間をつくっていく、よりよい使い方ができるよう考えていくというのは、これまでの景観にはなかった発想かと思えます。そのあたりもこの基本計画の中で触れていき、具体的にどうやって進めていくのかまでは見えない部分ですが、そういったものを大事にしていくという発想はあります。駅前についての方針は、人口減少社会を迎えて神戸をより魅力的なまちにしていくための一つの方策ということで、進めています。

○末包会長 清野委員、どうぞ。

○清野委員 資料2-2 市民主体の景観まちづくりの推進、3-2で右の、市民という言葉だけで主体の多様性を表せるか、というのと話が重なるかもしれませんが、この市民というのは、どこまでの範囲で捉えているのか、というところを伺いたい。神戸市民という限定なのか、神戸に関わる人たちもいると思えますし、神戸を好きな人とか、そういう人も含めてなのか教えてください。

○西担当部長 ここにありますとおり、市民という言葉で十分かというような御指摘をいただいたところで、これからそれをさらに深めて考えていきたいと思っておりますが、現時点ではかなり広い範囲で、企業市民という言葉もございしますが、かなり広い範囲で景観に作用していく主体を捉えていく必要があると思っております。

○清野委員 ありがとうございます。間違いなく人はこれからどんどん減っていくと思うので、これからどう関係人口を増やせるかということも課題になっていると思うので、次はそこをもっと広くとらえて、神戸が好きな人、神戸に関わる人、利用する人も含めた景観まちづくりの推進が大事だと思いました。ありがとうございます。

○末包会長 では、長町委員。

○長町委員 先ほどの西委員の御意見に対して、私も意見を申し上げたい、清野委員のお話も含めてだと思うのですが、全世界的に公共空間をみんなで使いこなしていく、これは大きな流れです。これはハードとソフトが両輪で流れないと回していけない、変わっていかないというのがあり、景観の側面もそこにあり、違う側面もあり、それぞれの分野でそれぞれの議論が行われるべきで、景観のほうでも行われるべきだろうと私は考えます。

そういう意味で、40年前と今との大きな違いが、一つは観光の視点だと思えます。景観が、観光にとって非常に意味があるということも多くの人々が認識し、市民の幸せと観光の幸せをどう形作っていくかというのは景観にも関係してくるので、項目別に章立てするなかで、場所によってそういう視点が入ってくると勝手に理解していますが、今の使いこなしの話で観光、文字は出ておりませんが、どう捉えるかというのがあるかと思えます。意見です。

○末包会長 ではどうぞ。

○浦上委員 先ほど西委員が質問したのですが、神戸市会の「つなぐ」という名前の交渉会派があります。ここに、まもる・そだてる・つくる、という意見の欄に、キーワードは「つなぐ」だ、と書いてあるのですが、私、旧居留地連絡協議会の広報委員長をしていたのですが、居留地を明治時代から幕末から将来の21世紀にまでつなぐ、というくらいのもちにしないで、と言っていたのですが、そういう意味でいいのかということが一つ。

もう一つは地元の岡本が、非常に熱心にまちづくりされていますが、一番の欠点は、先ほど河南委員が言われたように自転車置場が無いのです。ここで質問することか分からないのですが、当局は「摂津本山に停めて岡本に行ったらいいのでは」と言うのですが、地元の人からはそんなむちゃなことを言うなど。ビルみたいな駐輪場があるのですが、1年から2年待ちらしく、「うちの息子、その前に卒業してしまう」といった意見を言われたりするのですが、岡本に関しては、いろんな手段を通じて、駐輪場、駐輪場とおっしゃっていただけませんかでしょうか。この2点質問いたします。

○西担当部長 まもる・そだてる・つくる、には出来上がったら終わりのようなニュアンスがあるのではないかと。つくったものを、さらに時間軸を加えて未来まで継承していくということで、キーワード「つなぐ」ということが我々に提示されているということです。駐輪に関しては、我々も岡本地区のまちづくりに関わっておりますので、課題としては認識しておりますし、2年待ちと言われましたが大きな駐輪場も整備されたということです。ただ、エリアが10ヘクタールほどの小さなエリアで古いまちなみですから、余地が無いというのは御存じのとおりだと思います。今後、何らかの新しい解決策が生まれるといいと思っていますが、マナーの啓発も含めて、地域の方と一緒に頑張っていくということでお許しいただきたいと思います。

○末包会長 どうもありがとうございました。時間がせまっておりますので、お一人。

○田中委員 先ほど長町委員から、観光という言葉が出たのですが、どちらかというところと景観というのは守るもの、というイメージが強いと思いますが、神戸がいま抱えている、日本中のまちが抱えている問題を考えると、集客につなげていかないと続いていかない、発展していかないという問題があると思います。それから、地域の人材を育成していく中で、地元の教育機関とか、そういうところで地元の若者にもこういうものに関わっていくような仕組みづくりと、それから観光だけでなく、私がやっているような事業も含めて集客に、にぎわいに繋げていくことも考えると、まもる、例えば住民の静かな住環境を守るという景観がすごく重要とされる部分と、それから先ほどの夜間景観もそうですが、そこににぎわいを加えることで集客につなげていくのと、どちらも重要な側面なので、上手にどちらかに偏らないよう。

先ほど清野委員が言われたように関係人口というか、興味をもってくださる、神戸を好きと思ってくださる人にとって魅力的な景観を、つくったり守っていくっていうのと、元々

住んでおられる方が、あの建物が建ってしまうと、先ほど西委員が言われたように、住民にしてみれば景観を損なわれる事になりますが、それは集客というこの永遠のテーマを考えていくと、なかなか簡単に一言では済まないのはわかります。

神戸市のこれからの発展を考えた時に、その辺は委員の方々に、ぜひしっかりと両方を話し合っただけで決めていただけたらなと思いました。感想です。

○末包会長 はい、では一言。

○大井委員 今回、公園法の改正が進んでいまして、いま、須磨海浜公園は水族園の新たな建てかえ、それに付随してこの須磨の海浜公園もいろんなことでいじられる、ということ聞いております。その中で、昔の財閥の方々が植えた、白砂青松の須磨海岸の松の木を、管理されている当局では3割ぐらいカットされると言われています。これは、私たち地元の議員や地元の皆さん方は断じて許されないと、そういう声を聞いております。

この辺のところ、以前の神戸市都市景観形成基本計画という当時の計画では、この公園はまさに大規模なオープンスペースの保全と育成を大前提にということだったのですが、いま国の動きの中で、公園の中に保育所ができたり、レストランができたりというような、大きな所でやっているみたいですが、今回神戸市では、この海浜公園にそういうことを入れようとされている。

ここで都市景観という意味で、須磨海浜公園の松の木というのは、やっぱり大事にしていきたいと思えます。この辺の議論はこれからされると思うのですが、それと並行して須磨水族園、海浜公園のそれは始まっていきますので、そういうところで、昭和57年当時の基本計画が生きているのかどうか、守っていただきたいのですが、その辺はどんな話になっていますか。

○末包会長 お願いします。

○西担当部長 須磨海浜公園のリニューアル、リノベーションにつきましては、逐次我々も意見を言っておりますし、具体的な案がこれから決まってくると思えますので、それについては景観デザイン協議等をうまく活用しながら話をしたいと思っています。

○末包会長 ありがとうございます。今日は中間報告ということですので、皆様からいただきました御意見を参考にしながら今後、部会で検討いただき、答申案を取りまとめて次回、3月ごろに予定されている景観審議会で、答申案を御審議いただきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いします。

部会の委員の先生方は大変でしょうが、引き続きよろしくお願ひいたします。

では、議事3に移ります。景観アドバイザー専門部会審議結果です。事務局からの結果報告に先立ちまして、景観アドバイザー専門部会の部会長である私から、現在の進捗状況について総括させていただきます。

協議案件ですが、若干落ちついているなという印象をもっています。やはり、マンション中心に、特に今回は公共施設など多様な協議案件を取り扱うことになりました。建物の

種別は異なりますが、共通的な意見としては、隣接建物や景観になじむ色彩、素材の選定、温かみのある照明計画、それから公共空間に面する部分の植栽の扱いなどに関するものが多いということで、引き続き魅力的な神戸の景観形成に資するものになるよう、しっかり協議していきたいと思っています。

では、個別案件につきまして、事務局から御説明願いたいと思いますが、現時点で非公開とすべき案件はありますか。

○西担当部長 本日は、前回9月の審議会で報告をしたもの以降、5件報告いたします。いずれも既に資料が公開、縦覧されて、協議は成立していますので、本日は全て公開で報告いたします。

○末包会長 よろしくお願ひいたします。

○坂田担当係長 それでは報告いたします。前面のスクリーンをごらんください。また、お手元の資料3に計画概要を載せておりますので、あわせて御参照ください。

1件目は、(仮称)三宮町1丁目プロジェクトです。昨年12月3日に計画段階の協議を行い、本年3月の第90回審議会で御報告したものです。その後9月30日に設計段階の協議を行い、11月19日に協議が成立しています。場所は中央区三宮町1丁目、三宮中央通り景観形成市民協定の締結区域内で、三宮中央通りに面する敷地です。高さは約56メートル、地上12階の事務所及び店舗の計画です。設計段階の協議では、隣接建物と調和する外壁の色彩や温かみのある照明計画、通りににぎわいや潤いを与えるような外構計画、などについて配慮するように意見をお伝えし、配慮、検討するとの回答を得て協議が成立しています。

2件目は、(仮称)ラシュレ神戸フラワーロード三ノ宮プロジェクト新築工事です。本年2月18日に計画段階の協議を行いました。その後敷地を拡張し、建物形状が変更されましたので6月11日に再度協議を行い、前回9月の審議会で御報告したものです。その後、8月28日に設計段階の協議を行い、11月6日に協議が成立しています。場所は中央区加納町2丁目、税関線沿道都市景観形成地域の区域内で、フラワーロードに面する敷地です。高さは約34メートル、地上11階の共同住宅です。設計段階の協議では、外壁の色彩や通りのにぎわいに寄与する植栽計画などについて配慮するよう意見をお伝えし、配慮、検討するとの回答を得て協議が成立しています。

3件目は、(仮称)ワコーレ中央区海岸通1丁目新築工事です。本年6月24日に計画段階の協議を行い、前回9月の審議会で御報告したものです。その後10月28日に設計段階の協議を行い、11月25日に協議が成立しています。場所は中央区海岸通1丁目、メリケンパークの北側で、国道2号に面する敷地です。高さは約60メートル、地上19階地下1階の共同住宅です。設計段階の協議では北面の外壁やタワーパーキングの色彩の選定などに配慮するよう意見をお伝えし、配慮、検討するとの回答を得て協議が成立しています。

4件目は、(仮称)神船新ビル建設計画です。本年7月8日に計画段階の協議を行い、前回9月の審議会で御報告したものです。その後9月30日に設計段階の協議を行い、10月24日に協議が成立しています。場所は兵庫区和田崎町1丁目、兵庫運河周辺都市景観形成地域の区域内で三菱重工の敷地内です。高さ約52.8メートル、地上12階の事務所です。設計段階の協議では背景となる六甲山との景観になじむ色彩や素材の選定などに配慮するよう意見をお伝えし、配慮、検討するとの回答を得て協議が成立しています。

5件目は、(仮称)神戸市総合児童センター移転整備工事です。本年8月5日に協議を行いました。場所は兵庫区上庄通1丁目、兵庫運河周辺都市景観形成地域の区域内で、和田岬駅から200メートル北に位置し、中部処理場の跡地の一部です。高さ約19メートル、地上4階の児童厚生施設と児童相談所及び一時保護所です。景観アドバイザー専門部会からは、2棟の建物の統一感を出すための立面のデザインの検討や、通りを演出する植栽計画について御意見をいただき、現在検討いただいているところです。報告は以上です。

○末包会長 ありがとうございます。御質問、御意見ございましたらお願いします。では、本日の議事は、以上とさせていただきます。

なお、本審議会は、市議員委員の皆さんを除いて、年明け1月末で2年間の任期が終了となります。お疲れさまでした。本日は、このメンバーでの最後の審議会となります。この2年間、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、当審議会の議事進行に多大なる御協力をいただき、また貴重な御意見を賜りましたことを御礼申し上げます。

では事務局にお返しいたします。

○西担当部長 ありがとうございます。いま、末包会長からも御案内いただきましたとおり、本審議会は市議員委員の皆様を除きまして、任期が年明け1月末となっております。市民委員の清野委員、合楽委員のお二人については任期満了ということで、ありがとうございます。また、桜間委員、田中委員からもご退任の意向をお聞きしております。厚く御礼を申し上げます。他の皆様は、今のところ継続ということでお願いをする予定です。どうぞよろしくお願いたします。

○林担当局長 本日は、長時間御議論ありがとうございます。次回は、来年の春ごろを予定しています。日程調整につきましては、また改めさせていただきます。

これもちまして、審議会を終了させていただきます。ありがとうございます。

午前11時15分 終了